

## 使 用 承 認 申 請 書

廃炉発官R2第207号  
令和2年12月10日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び  
特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第2項第2号の規定  
により、次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
使用しようとする発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 滯留水移送装置※ ・ 3号機原子炉建屋滯留水移送ポンプ（完成品） 1台</p> <p>主要配管※ ・ 3号機原子炉建屋トーラス室から 3号機原子炉建屋ポンプ 出口弁スキッド分岐部までの一部</p> <p>※ 実施計画 II. 2. 5. 2. 1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	<p>実施計画の変更認可年月日 令和2年10月12日</p> <p>使用開始予定年月日 3号機原子炉建屋滯留水移送ポンプ（完成品）の一台および3号機原子炉建屋トーラス室から3号機原子炉建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表中第一号の工事及び第三号の工事の工程に係る使用前検査が終了し、運用準備が整う令和2年12月15日</p> <p>使用期間 自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る汚染水処理設備等の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表中第一号の工事及び第三号の工事に係る使用前検査が終了し、運用準備が整う令和2年12月15日 至：令和2年10月14日付け廃炉発官R2第150号をもって申請をした使用前検査申請に係る全ての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に基づく使用前検査の終了まで</p>
使用の方法	使用期間中において、原子炉由來の滯留水が他の建屋に流出しない状態とするために、使用前検査が終了するまでの期間は、3号機原子炉建屋滯留水移送ポンプ（完成品）一台および3号機原子炉建屋トーラス室から3号機原子炉建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部を使用し、建屋滯留水の水位を低下させる。なお、使用にあたっては、実施計画を遵守する。

## 添付資料－1

### 使用を必要とする理由を記載した書類

#### [使用を必要とする理由]

3号機原子炉建屋は従来、HPCI室の滞留水移送装置で水位を管理してきたが、建屋の水位低下に伴い、HPCI室とトーラス室の連通が悪化したため、トーラス室の水位がタービン建屋床面より高い位置で停滞し、HPCI室の滞留水移送装置でトーラス室の水位を低下させることができなくなった。

3号機原子炉建屋トーラス室に設置する滞留水移送装置は、当該箇所の建屋滞留水水位を低下させ、原子炉由来の滞留水がタービン建屋等の他の建屋に流出しない状態にすることを目的とし設置するもので、滞留水流出リスク低減の観点から、早期に運用開始し、3号機原子炉建屋トーラス室の建屋滞留水水位を低下させることが必要である。

3号機原子炉建屋滞留水移送ポンプ（完成品）一台および3号機原子炉建屋トーラス室から3号機原子炉ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部（A系統）については工程通り工事が進捗しているものの、残る部分（B系統）については、設置時に設備の不具合が確認され、使用の開始の予定時期の令和2年12月25日には工事完了できず、検査の終了まで時間を要する見込みである。

3号機原子炉建屋トーラス室の水位が高い状態で維持されており、原子炉由来の滞留水がタービン建屋等の他の建屋に流出するリスクがある状態を、可能な限り早急に排除する必要があることから、工事が完了したA系統を、運用準備が整う令和2年12月15日以降できるだけ早い時期から先行して使用するものである。

なお、使用前検査終了までの期間は、実施計画 III 特定原子力施設の保安1運転管理に係る補足説明 1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理についてを遵守する。

以上

添付資料-2

今回使用しようとする設備の範囲(赤線部)  
※赤線部:A系統、青線部:B系統

